

利用意向調査書

第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

下記農地について、大阪市農業専門委員と本市職員が農地法第 30 条の規定に基づく利用状況調査を行い、現地で耕作状況等を確認しましたところ、肥培管理の状況がおもわしくないなど、農業上の利用の増進が図られていない状況が見受けられました。

つきましては、農地法第 32 条第 1 項の規定に基づく利用意向調査を行いますので、別添の「農地における利用の意向について」に必要事項を記入の上、 月 日までに同封の返送用封筒にて返送してください。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 利用状況

(1) 調査年月日

(2) 利用状況

3 留意事項

贈与税または相続税の納税猶予の適用を受ける農地が、以下のいずれかに該当する場合は、所轄税務署へ通知することになりますので、ご注意ください。

(1) 自ら耕作する意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して 6 ヶ月を経過した日においても、その農業上の利用の増進が図られていないとき。

(2) 自ら所有権の移転・賃貸借の設定を行う意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して 6 ヶ月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われていないとき。

(3) 農業上の利用を行う意思がないとき。

(4) 本通知発出日から起算して 6 ヶ月を経過した日においても意思の表明がないとき。